

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ制限の適用除外の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第55条第4項第2号
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	「建築基準法第55条第3項第2号の規定による許可に係る包括同意基準」
	参考事項	解釈文書等 「建築基準法質疑応答集」(第一法規 平成元年)
	設定等年月日	平成20年1月16日設定(年月日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成16年4月1日設定(年月日最終変更)